

News Release

黒糖等の表示の適正化について

平成 23 年 3 月 30 日
消 費 者 庁

消費者庁においては、黒糖や黒砂糖の表示の適正化を図るため、本日、JAS法の解釈通知である「食品表示に関するQ&A」を改正し、黒糖と黒砂糖は同義である旨を明確にしましたので、お知らせ致します。

また、明日 31 日、JAS法に基づく加工食品品質表示基準を改正し、原料原産地表示の義務付け対象となる加工食品に、「黒糖及び黒糖加工品」と「こんぶ巻」を追加することとしております。

なお、消費者庁では、これまで、黒糖及び黒砂糖の表示の適正化について、以下のとおり取組を行っております。

< 黒糖の定義の明確化 >

平成 22 年 3 月に、JAS法の解釈通知である「食品表示に関するQ&A」において「黒糖とは、さとうきびを絞ってそのまま固めたもの」であることを示し、それ以外のものは「黒糖」と表示することができない旨を明らかにした。

< 加工黒糖の定義の明確化 >

平成 22 年 11 月に、JAS法の解釈通知である「食品表示に関するQ&A」において、黒糖を使用していないものは、名称として「加工黒糖」など「黒糖」の用語を使用できない旨を明確化した。

< 黒砂糖の定義の明確化 >

黒砂糖の定義の明確化について、本年 2 月、市販食品の表示実態調査や消費者の認識度調査を行った（調査結果概要は別紙参照）。その結果、

黒糖と黒砂糖が同じ者とする消費者、別なものとする消費者、分からないと答える消費者が、ほぼ 3 分の 1 ずつに別れており、消費者にとって分かりやすい表示のルールが必要であること、

「黒砂糖」の用語が黒糖以外の砂糖の名称として使用されている例は極めて少ないこと、

が明らかになり、黒砂糖は黒糖と同義であることを定めることが適当であると判断されることから、本日、JAS法の解釈通知である「食品表示に関するQ&A」を改正し、黒糖と黒砂糖は同義である旨を明確にした。

< 黒糖及び黒糖加工品の原料原産地表示 >

平成22年11月に、原料原産地表示の義務付け対象となる加工食品に「黒糖及び黒糖加工品」と「こんぶ巻」を追加することについて、消費者庁より改正案を消費者委員会に諮問し、消費者委員会食品表示部会における審議を経て、平成23年3月23日に答申を受けたことから、明日31日、JAS法に基づく加工食品品質表示基準を改正し、「黒糖及び黒糖加工品」と「こんぶ巻」を追加する予定。

問い合わせ先

消費者庁食品表示課

TEL: 03 - 3507 - 9223 (直通)

(別紙)

黒砂糖に関する市販食品の表示実態調査及び 消費者認識度調査等の概要報告

平成 23 年 3 月 30 日
消費者庁食品表示課

消費者庁では、黒糖及び黒砂糖の表示の在り方の検討の参考とするため、黒糖及び黒砂糖に関する表示の実態を調査するとともに、沖縄県と共同で消費者の購買動向や表示に関する認識について、調査を行った。

1 市販食品の表示実態調査結果

黒糖及び黒砂糖の用語を使用した商品の表示実態を把握するため、全国のデパート、スーパー、コンビニ等から黒糖53商品、加工黒糖及び再製糖73商品、黒糖及び黒砂糖を使用した菓子類200商品計326商品)を購入し、調査を実施した。

粗糖、三温糖など容易に黒糖と区別できる褐色の砂糖に黒糖又は黒砂糖の用語を使用した商品はなかった。

一括表示の名称を「黒砂糖」としていた商品は10商品であり、このうち、黒糖と同一であったものは7商品、それ以外のもの(加工黒糖及び再製糖)が3商品であったが、これら3商品も外見上は黒糖と区別できない商品であった。

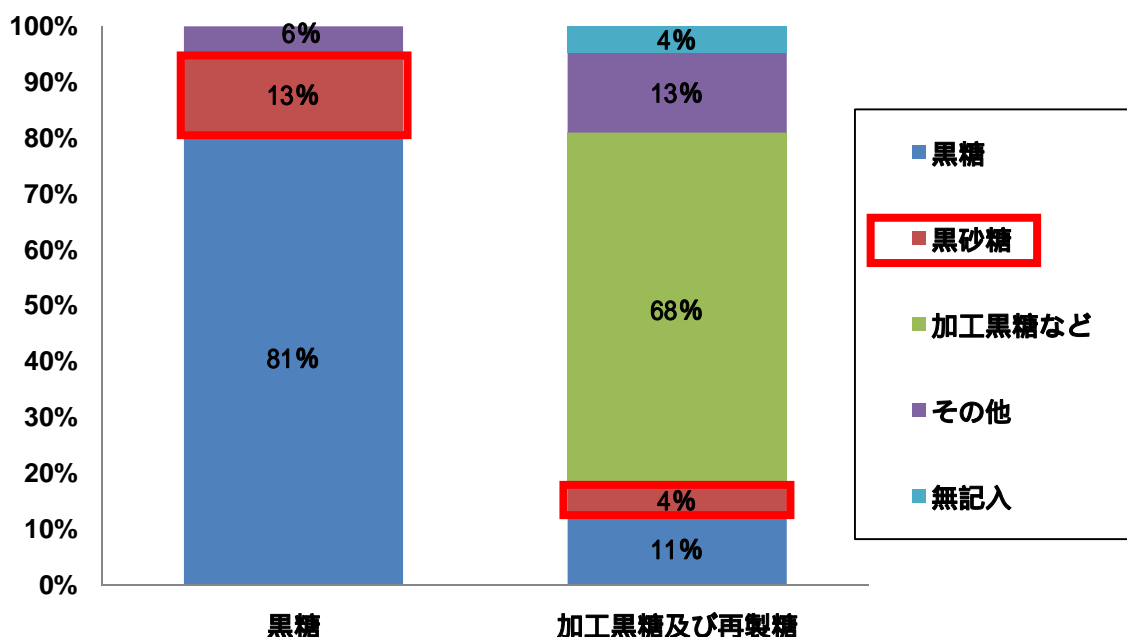
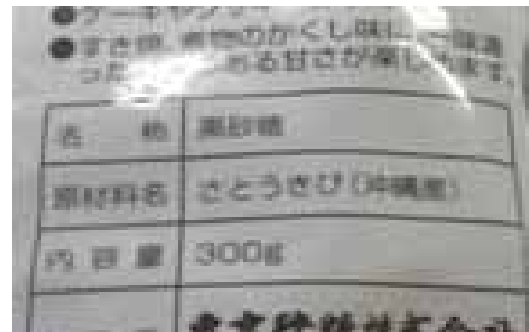


図1 黒糖、加工黒糖及び再製糖の名称

黒糖の名称表示の例

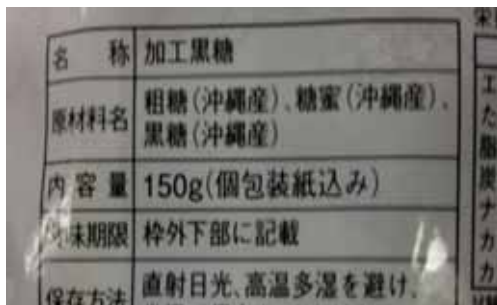


名称に黒糖



名称に黒砂糖

加工黒糖の名称表示の例

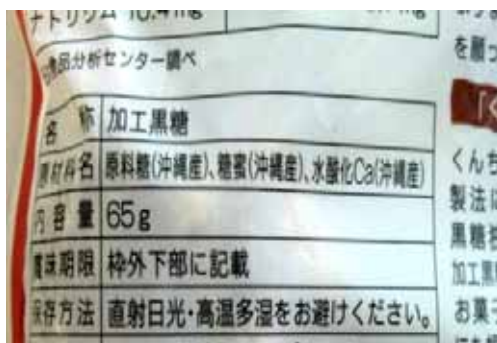


名称に加工黒糖



名称に黒砂糖

再製糖の名称表示の例



名称に加工黒糖



名称に黒砂糖

2 消費者認識度調査結果

「黒糖」と「黒砂糖」をどう認識していますか」の質問について、「黒糖と黒砂糖は同義」、「別もの」、「わからない」の回答がほぼ3分の1に割れている状況。

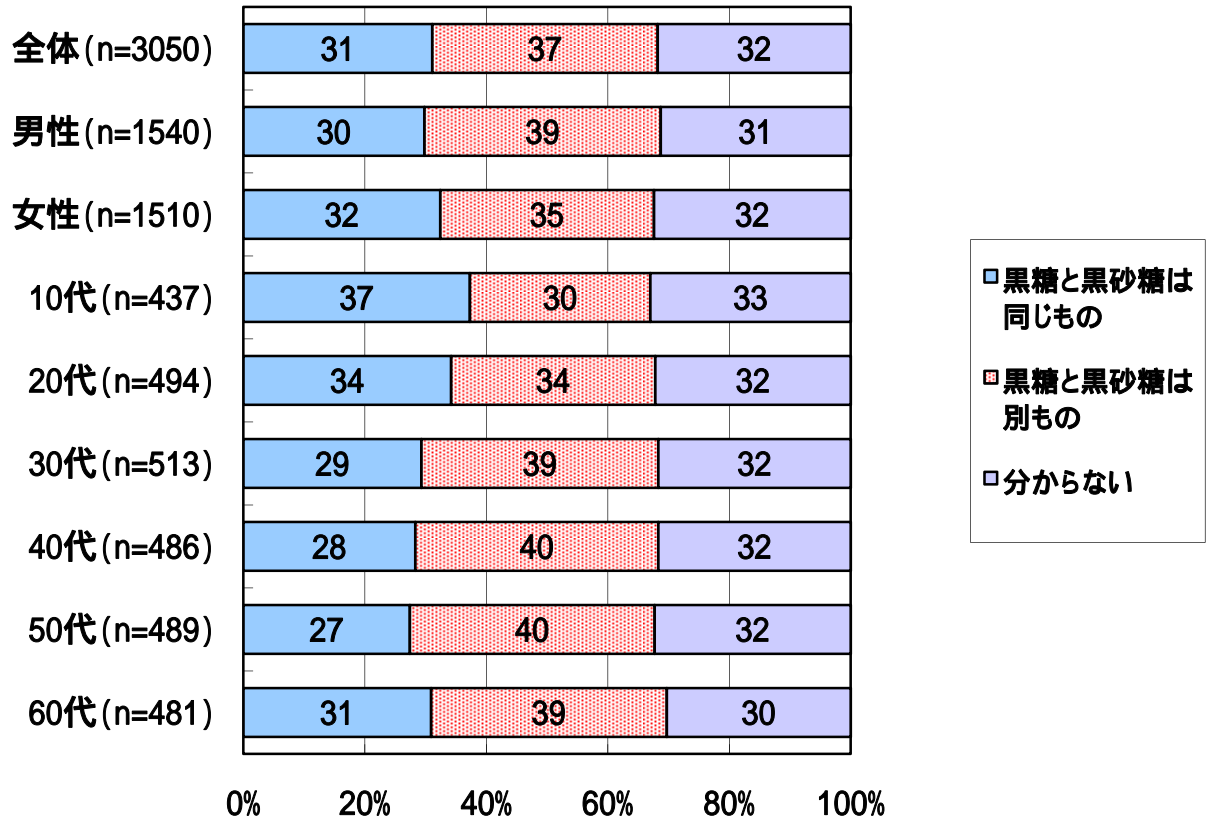


図2 「黒糖」と「黒砂糖」をどう認識していますか